

6月1日に道路交通法の一部改正が施行されました

悪質・危険な自転車運転者に対して講習の受講が義務付けられます。「信号無視」「一時不停止」「酒酔い運転」など特定の危険行為（下記参照）をし、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者に「自転車運転者講習」の受講が公安委員会より命じられます。受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金に処せられます。

特定の危険行為

- ①信号無視
 - ②通行禁止違反
 - ③歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
 - ④通行区分違反
 - ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害
 - ⑥遮断踏切立入り
 - ⑦交差点安全進行義務違反等
 - ⑧交差点優先車妨害等
 - ⑨環状交差点安全進行義務違反等
 - ⑩指定場所一時不停止等
 - ⑪歩道通行時の通行方法違反
 - ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
 - ⑬酒酔い運転
 - ⑭安全運転義務違反
- ながら携帯・スマホ運転、傘差し運転などは、ハンドルやブレーキを確実に操作できないため、安全運転義務違反になることがあります。

【問合せ】警視庁交通総務課自転車交通安全対策係 ☎ 03・3581・4321（警視庁代表）

人権擁護委員が委嘱されました

7月1日付で、中西弘氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

**振り込め詐欺を撃退！
自動通話録音機の無償貸与
事業の受付を開始します**

今後3年間、人権擁護委員として市民の皆さんの人権を守るため、さまざまな活躍をしていただきます。

**夏休み中の子どもを見守り
しましょう**

夏休みになると、気分が開放的になり子どもだけで危険な場所に行き、日が長いのでつい遅くまで遊んでしまうこともあるかもしれません。

子どもが出かける際は必ず、「誰と」、「どこで」、「何を」、「遊び」、「何時までに帰ってくるか」を約束しましょう。不審な人物を見かけたら、迷わず警察

（☎110）に連絡しましょう。【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

市では、詐欺被害を事前に防ぐことを目的に、自動通話録音機を貸し出しします。機器を設置すると、電話を受けた際に、警告メッセージと自動通話録音機能により被害を未然に防止する効果が期待できます。

【対象】市内在住の高齢者（おおむね65歳以上）がいる世帯※1世帯1台限りです。2世帯、3世帯住宅であっても、高齢者が主に使用する電話器のみが対象です。警視庁が運用する「自動通話録音（警告）機」設置世帯は除きます。

【申込み】8月1日(土)から市役所第一棟2階安全安心

まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

まちづくり課地域安全係窓口でお申し込みください。※先着順です。本人確認が必要なため、電話や郵送での申込みはできません。身分証明書等をご持参ください。

【注意事項】
・本機は電話器とは別の電源を必要とするので、差し込み口（コンセント）をご用意ください。
・接続した際に年間323円相当の電気料金が発生します。（利用者負担）

・本機は大半の電話機に対応していますが、ガス漏れ通報装置「マイツーカー」また、電話回線による警備会社等の非常通報装置との併用の場合、正常に作動しない場合がありますのでご了承ください。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

**平成 26 年度情報公開制度・
個人情報保護制度運用状況**

【情報公開制度】情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

この制度は、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

【市政情報の公開請求などの状況】平成 26 年度の市政情報の公開請求などの状況は、表 1 のとおりです。

【情報公開審査会】この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査し、情報公開制度の運営について審議します。平成 26 年度は、1 回開催されました。

【個人情報保護制度】個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

【保有個人情報の開示請求などの状況】平成 26 年度の個人情報の開示請求などの状況は、表 2 のとおりです。なお、訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

【保有個人情報取扱事務の届出状況】実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会）は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。平成 26 年度の届出状況は、表 3 のとおりです。

【目的外利用と外部提供の届出状況】市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用することを基本としていますので、市の内部ではほかの目的に利用（目的外利用）したり、市以外のもの

に提供（外部提供）したりすることは、原則として禁止されています。

しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。平成 26 年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表 3 のとおりです。

【個人情報保護審議会】この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議し、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止などの決定に対する不服の申立てを審査します。平成 26 年度は、2 回開催されました。

▼制度を利用するには

【請求方法】〈市政情報の公開・自己情報の開示などの請求や相談〉⇒市役所第一棟 5 階「情報公開・個人情報保護コーナー（総務課）」にお越しください（電話などでは請求できません。請求書等については市ホームページからダウンロードして使用することができます）。

※市政情報の請求は、インターネット（東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービス）を利用しても行えます。

※自己情報の開示などの請求については、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証など）を、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っていることを証明する書類も提示してください。

▼公開などの決定

〈市政情報の公開・自己情報の開示〉⇒請求があった日の翌日から 14 日以内に公開・開示するかどうかを決定し、お知らせします（公開・開示できない場合は、その理由をお知らせします）。

〈自己情報の訂正〉⇒必要な調査を行い、請求があった日の翌日から 30 日以内に訂正するかどうかを決定し、お知らせします（訂正しない場合は、その理由をお知らせします）。

▼公開などの方法

〈市政情報の公開・自己情報の開示〉⇒お知らせ

せした日時に原本の閲覧または写しの交付により行います（公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただく場合があります）。※自己情報の開示に当たっては、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証など）が必要です。

▼費用

〈市政情報や自己情報の閲覧〉⇒無料
〈写しの交付や郵送〉⇒その作成などに係る費用

※住民票の写しの請求など、別に法令などで手続が定められているものについては、この制度は適用されません。詳しくは市ホームページをご覧ください（制度の概要、運用状況、関係条文、請求書等を掲載しています）。市役所 1 階には「情報スペース」があります。市政情報について自由に見ることができ、コピー（有料）もできますのでご利用ください。

【問合せ】総務課法制係 ☎ 551・1536

表 1：市政情報の公開請求などの状況

※表 1・2・3 とともに（ ）内は平成 25 年度の件数

区分	請求件数	決定内訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	19 (19)	9 (12)	10 (7)	0 (0)	0 (0)
任意的公開申出 (※)	2 (5)	2 (2)	0 (1)	0 (2)	
合計	21 (24)	11 (14)	10 (8)	0 (2)	0 (0)

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

表 2：個人情報の開示請求などの状況

請求件数	決定内訳			不服申立て
	全部開示	一部開示	非開示	
7 (13)	4 (7)	1 (4)	2 (2)	0 (0)

表 3：保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用及び保有個人情報外部提供の届出状況

区分	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
実施機関			
市長	363 (356)	165 (161)	47 (47)
教育委員会	102 (102)	11 (11)	7 (7)
選挙管理委員会	8 (8)	7 (7)	2 (2)
監査委員	2 (2)	2 (2)	0 (0)
農業委員会	2 (1)	2 (1)	0 (0)
固定資産評価審査委員会	1 (1)	0 (0)	0 (0)
議会	3 (3)	0 (0)	0 (0)
合計	481 (473)	187 (182)	56 (56)

【「安全安心まちづくり市民ひろば」次回の開催は】犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進するため、話し合いや情報交換をしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。【日時】7月23日(木)午後7時～9時【場所】さくら会館第3集会室【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691